匿名障害児福祉等関連情報	内閣総理大臣
（略）	厚生労働大臣
匿名診療等関連情報	
匿名小児慢性特定疾病関連情報	
（略）	
匿名感染症関連情報	
匿名指定難病関連情報	
匿名障害福祉等関連情報	主務大臣（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百六条の二第一項に規定する主務大臣をいう。）
（略）	（略）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務等）

第五条の七　（略）

２　提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名診療等関連情報	健康保険法施行規則第百五十五条の六第一項各号に掲げる業務
匿名小児慢性特定疾病関連情報	児童福祉法施行規則第十七条の五第一項各号に掲げる業務
匿名障害児福祉等関連情報	児童福祉法施行規則第三十六条の三十の六の八第一項各号に掲げる業務
（略）	（略）
匿名感染症関連情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の四十六第一項各号に掲げる業務
匿名障害福祉等関連情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第六十八条の三の八第一項各号に掲げる業務
匿名指定難病関連情報	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第四十五条の六第一項各号に掲げる業務

（新設）	（新設）
（略）	厚生労働大臣
匿名診療等関連情報	
（新設）	
（略）	
匿名感染症関連情報	
（新設）	（新設）
（略）	（略）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第五条の七　（略）

２　提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名診療等関連情報	健康保険法施行規則第百五十五条の六第一項各号に掲げる業務
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
匿名感染症関連情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の四十六第一項各号に掲げる業務
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）